

【A】（トライブ関係者用）

スルガ銀行不正融資被害弁護団

弁護団長 弁護士 河 合 弘 之 殿

弁護団長 弁護士 山 口 広 殿

委任約諾書

私は、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）とそのチャネル仲介業者によるアパート・マンション購入資金の銀行融資による被害救済を図ることを目的として結成されたスルガ銀行不正融資被害弁護団（以下「S I 被害弁護団」という。）に対し、下記の事項について委任し、当該委任をするにあたり、以下の各条項について了承します。

記

第1条（委任事項）

（第1段階）

1. 私が、アパートやマンション（以下まとめて「アパマン」という。）を取得する際に、スルガ銀行が私に対して実行した融資（当該融資に付随する抱き合わせ融資を含む、以下「本件融資」という。）につき、スルガ銀行を相手方とする交渉や民事調停申立などの前提となる事前調査。
2. S I 被害弁護団が被害救済のために調査等が必要と判断する手続を行なうこと。
3. その他、上記手続に関連し、付随する一切の事項。

（第2段階）

1. スルガ銀行を相手方とする交渉および民事調停の申立（訴訟提起は含まない）
2. その他、上記手続に関連し、付随する一切の事項。

第2条（事前に承認した事項）

1. S I 被害弁護団が行う事務の処理に関しては、S I 被害弁護団が適宜指定するS I 被害弁護団員である弁護士が私の担当となり、また代理人となること。また、S I 被害弁護団が適宜選択するS I 被害弁護団員である弁護士が担当弁護士として個別の事務処理を行うこと。
2. S I 被害弁護団は、私以外の被害者から委任を受け、今後も委任を受けるものであること。
3. S I 被害弁護団の判断ないし決定に不服の場合、S I 被害弁護団との委任関係を解消することができるが、その場合、私は、S I 被害弁護団に納付した調査費の返還を求めることができないこと。
4. 本約諾書末尾に記載した住所をS I 被害弁護団からの連絡場所とし、予備的連絡先として後記の者を指定し、弁護士名での連絡が行われること。また、これらに変更があった場合には遅滞なく届出を行うこと。
5. 調査の結果、下記の①～③の要件のどれにもあてはまらない場合【条件1を満たさない】または受任事件を円滑に進めるためにS I 被害弁護団が必要に応じてお願いする事項に協力しないなどS I 被害弁護団との信頼関係が構築できない場合【条件2を満たさない】、S I 被害弁護団は私のスルガ銀行を相手方とする交渉および民事調停手続（第2段階）を受任しないことがあること
 - ① 給与明細・預金通帳等の融資資料を改ざんされて貸付された方
 - ② 収益見通しがあるかのようにレントロール等を改ざんされて貸付された方
 - ③ 物件を現実相場からかけ離れた高値掴みで購入をさせられたことが明白な方

2021/12/08

【A】（トライブ関係者用）

6. 私が被害者救済を図るといふ S I 被害弁護団の活動趣旨に反する行動をしたことが判明した場合には、S I 被害弁護団は私の交渉および民事調停手続（第2段階）を受任しないことがあること及び代理人を辞任することあること。
7. S I 被害弁護団に提供した情報及び資料並びに S I 被害弁護団が調査・収集した情報及び資料は、データ整理その他案件の解決のために S I 被害弁護団が指定する第三者へ守秘義務を課したうえで提供する場合があること。

第3条（弁護士費用等）

（第1段階および第2段階込みで）

1. 私の交渉および民事調停手続を S I 被害弁護団が受任することとなった場合、後記する所定の着手金及び報酬を支払うこと。なお、着手金については手続費用等の実費を含む金額とする。
2. **（特約）** 委任事項以外の事件（訴訟提起を含む）を受任する場合には、別途弁護士費用が発生することがあり、当該金額は従前の例に則り S I 被害弁護団との協議により決定すること。

記

（着手金）

ア 残融資元本総額が5000万円以下の場合	30万円（消費税込）
イ 同額が5000万円を超え1億円以下の場合	40万円（消費税込）
ウ 同額が1億円を超え2億円以下の場合	50万円（消費税込）
エ 同額が2億円を超える場合	60万円（消費税込）

（報酬金）

事件終了時に、得られた経済的利益の額を基準に以下のとおりの割合の報酬を支払うこと（消費税は別途）。

ただし、**収益不動産1物件につき**、金利減少にとどまった場合の**最低報酬金額を30万円**とし、報酬の上限額を**200万円**とする（いずれも消費税別途）。

ア 得られた経済的利益の額が300万円以下の場合	その16%（消費税別途）
イ 同額が300万円を超える場合	その10%+18万円（消費税別途）

第4条（辞任）

私が第3条の調査費及び着手金・報酬を支払わない場合、私が S I 被害弁護団からの連絡に回答せず、又は S I 被害弁護団が必要とする情報・資料等の提供をしない場合、その他、S I 被害弁護団が、私の責めに帰すべき理由によって、私の事件処理を継続することが困難と判断した場合には、S I 被害弁護団は、辞任することができること。

第5条（解任）

S I 被害弁護団への依頼後、私が、正当な理由なく途中で S I 被害弁護団を解任した場合、S I 被害弁護団の同意なく依頼事件を終結させた場合、故意過失で依頼事件の処理を不能にした各場合は、これらの行為が無かったならば発生したと推定される報酬全額を S I 被害弁護団から請求されることがあること。

【A】（トライブ関係者用）

202 年 月 日

住 所 〒 -

フリガナ

氏 名

(印)

自宅電話 ()

FAX番号 ()

携帯電話 ()

Eメールアドレス @

【予備的連絡先（上記連絡先で連絡が取れないときに連絡してください）必ずご記入下さい】

住 所 〒 -

フリガナ

氏 名

自宅電話 () 携帯電話 ()

Eメールアドレス @